

豊岡市立静修小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本方針

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【 いじめ防止対策推進法 第2条 】
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

↓
【いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）】
本校の場合「いじめ対応チーム」

＜心理的・物理的な影響を与える 具体的ないじめの態様＞

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 等

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- ① いじめは、どの子にもどの学校にも起こりえるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ 傍観者から仲裁者への転換が重要である。

3 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、いじめを根絶するという強い意志をもち、学校全体で組織的な取り組みを行わなければならない。

静修小学校では、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みをあらゆる教育活動において展開していく。

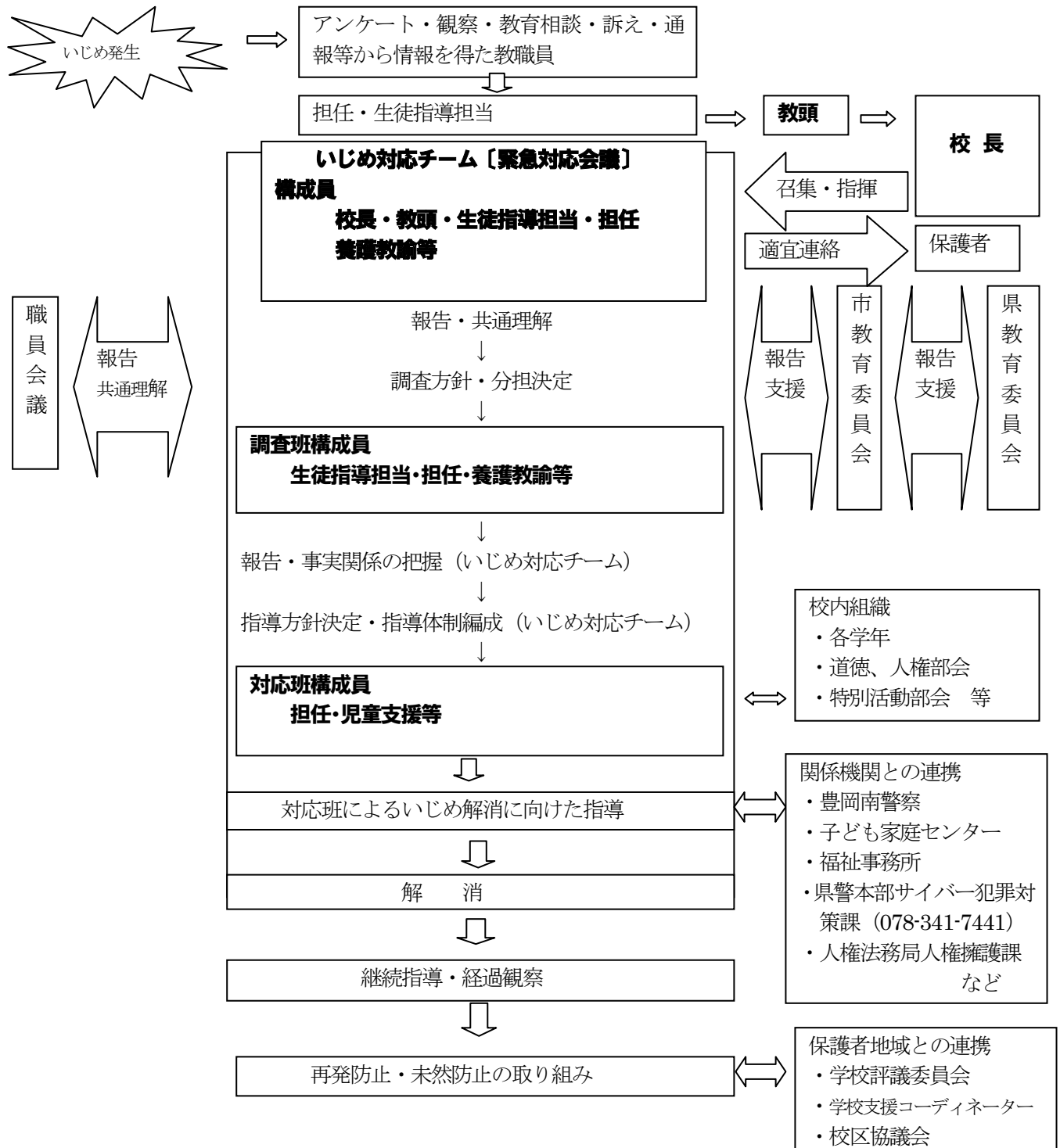
（1） いじめ対応チームの設置

いじめの問題を特定の教職員が抱え込んだり、隠蔽したりしないように、報告・連絡・相談の体制を整え、「チーム静修」として学校全体で対応する。（次ページ）

（2） 心の通い合う教職員の協働体制づくり

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくことは、いじめ問題への対応として非常に重要であると考え。特に、互いの学級経営や授業、生徒指導等について気軽に相談や話ができる職場の雰囲気は不可欠である。そのために、週1回の児童理解交流を定例化すると共に、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

<校内組織体制と対応の流れ>



- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
 - ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

（３）年間を見通したいじめ指導計画の整備

年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組む。

計画作成に当たっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携等に留意し、総合的にいじめ対策を推進する。（「いじめ防止に関わる年間指導計画と評価について」 P 8 ）

３ いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（１） 基本的な考え方

「チーム静修」として、全ての子どもが活躍できる「場づくり」を進める。

この場とは、「授業づくり」と「集団づくり」の中で、子ども自らが主体的に取り組む活動のなかで、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるものとする。

そのために

- ① わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加し、活躍できる授業を工夫する。
 - ・ 全教職員、年に２回以上の公開授業
 - ・ 伝え合う、高め合う授業づくり
 - ・ ペア学習、グループ学習、ワークシート・ホワイトボード等の活用
- ② 授業中の学習規律の定着を図る。（正しい姿勢を保つ、忘れ物をしない等）
 - ・ ルールブックの作成と活用
- ③ 道徳教育・人権教育、体験活動を通して、互いの違い・よさを認め合う心情・態度を育む
 - ・ 「ほほえみ」、「こころはばたく」「心 きらめく」「心 ときめく」「わたしたちの道徳」の活用。年間指導計画への位置づけ
 - ・ よいところ・がんばり見つけ（各学級）
 - ・ 人権週間の取組（人権作文朗読、「今日のキラリさん」等）
- ④ 学校生活全体の中で、児童自らが他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得できるような場と機会を設定していく。
 - ・ 定例の児童理解交流会開催（毎週木曜日）
 - ・ 学級活動、委員会活動、特別活動の充実
- ⑤ 子どもと向き合う時間を確保する。
 - ・ 職朝を無くし、教室で児童を出迎え、毎日をスタートさせる。
 - ・ 「静修タイム」や「わんぱくタイム」の充実

（２） 研修の充実

- ① 教職員の資質向上のための校内研修を実施する。

いじめの未然防止のための取組、いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立てを全教職員で共通理解し、教職員間の「温度差」を取り除き、「チーム静修」としての学校力を高めるための研修を充実させる。

- ・ いじめ対応チームの立ち上げと年間取組検討
- ・ Q-U アンケートの実施とその分析（年２回）
- ・ 生活アンケートの実施とその分析、交流会、
- ・ 児童理解交流会の週１回の定例化（毎週水曜日）
- ・ カウンセリングマインド研修会
- ・ 人権教育研修会
- ・ 特別支援教育研修会 等

- ② 保護者、教員、児童向けの情報モラル研修会を実施する。

インターネットを通して行われるいじめは、学校や家庭で発見しにくく、発・受診者が広範囲に及ぶ場合もある。また、近年、犯罪に巻き込まれたり、いじめや暴力行為に発展したりす

る事例も増加している。そのため、必ず、年1回以上実施する。

- ・ 教員向け情報モラル研修会の実施
「ネットモラル、ネットトラブル対応について」(夏季休業中)
- ・ 児童、保護者向け情報モラル研修会の実施(6月)
「ネットトラブルに巻き込まれないために」(オープンスクール時)

(3) 児童の主体的な活動の推進

① 体験活動の充実

静修校区の「ひと」「もの」「こと」とのふれあい・体験を通して、生かされている自分に気づき、周りの人々に感謝する心情を培う。

- ・ 花の定植(年2回)(全校生)
- ・ 地域の人に学ぶ会(全校生)
- ・ 校区内の危険箇所探検、おもちゃランドへご招待、できるようになったこと(1年生)
- ・ 学校探検、町探検、おもちゃランドへご招待、大きくなったね(2年生)
- ・ 環境体験学習(3年)
- ・ 福祉体験学習、1/2成人式(4年)
- ・ 自然学校、米作り体験学習、校区のいいところ見つけ(5年)
- ・ 12歳のハローワーク、地域探検(6年)

② 自己有用感、自己肯定感の育成

- ・ 学校行事、学級活動への主体的な参加促進。
- ・ 道徳教育や体験活動への主体的な参加促進。
- ・ 児童会活動の主体的な活動促進
- ・ 花ランドチームによる交流活動の充実

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・ 日々の家庭と学校との情報の共有化(連絡帳・家庭訪問・電話等)
- ・ 豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催(7月、12月)
- ・ いじめ基本方針のホームページ公開
- ・ オープンスクールの実施、学校・学級便りの発行
- ・ 心と心でつながる日高東会議の開催
- ・ 校区協議会・青少年育成会議との連携

4 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組)

(1) 基本的な考え方

- ・ 全ての教職員が、「いじめは、どの学校にも起こり得る」という認識をもつこと。
- ・ 担任が問題を抱え込むことのないように、学校全体で組織的に取り組むこと。
そのためにも、児童のささいな変化に気付くように心がけ、気付いた情報を共有し、情報に基づき速やかに対応すること。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・ 毎朝の健康チェック
- ・ 日記・作文等からの心のささいな変化のキャッチ
- ・ 全職員のよる見守り・観察(子どものいる所に教師あり)と情報の共有化

- ・ 日々の家庭と学校との情報の共有化（連絡帳、家庭訪問、電話等）
- ・ Q-U テストの実施と分析（年2回）
- ・ 定期的ないじめアンケートの実地（毎月）
- ・ 定期的な個別面談の実施（5月、9月、2月）…こどもの心を理解する強化月間
- ・ 毎週の職員集会〔木曜日の放課後〕で児童理解交流を行う。
- ・ 校区内パトロールの実施（毎週実施）
- ・ 職員朝会は週1回にして、子どもと一緒にいる時間を確保する。
- ・ 子育て教育相談の開催（毎月実施）

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

（１） 基本的な考え方

- ・ 「いじめ対応チーム」を起動させ、校長のリーダーシップのもと、組織的な対応を展開する。
- ・ 児童の指導や保護者の対応は、複数の職員で行う。
- ・ 事実確認を行い、いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導、周りにいた児童の指導などをする。
- ・ 市教委に報告すると共に、保護者に連絡をし、迅速な連携をとる。
- ・ 児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに、警察に通報する。

（２） いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめ対応チームが中心となり、全教職員で当事者双方、関係児童から聞き取りを行い、正確な情報の収集に当たる。
- ・ 情報記録をもとに、事実確認、指導体制、方針決定をし、全職員の共通理解を図る。

＜把握すべき情報＞

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・ だれが、だれを いじめているのか | ⇒ 「被害、加害の確認」 |
| ・ いつ、どこで起こったのか | ⇒ 「時間と場所の確認」 |
| ・ どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか | ⇒ 「内容」 |
| ・ いじめのきっかけは何か | ⇒ 「背景と要因」 |
| ・ いつごろからか、続いているのか | ⇒ 「期間」 |

① 正確な実態把握のために

- ・ 当事者、関係児童から1人ずつ事実確認をする。
- ・ 事実確認は、同時刻に同時に別々の場所で複数の教職員で行う。
（児童どうしが口裏を合わさないように）
- ・ 事実確認は聞き取りの場所、時間等慎重な配慮で行う。
- ・ 聞き取った内容について関係教職員で事実の付き合わせを行う。
- ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像、背景、要因を把握する。
- ・ 子どもの個人情報はその取扱いに十分注意する。

② 指導体制、方針決定

- ・ いじめの認知は「いじめ対応チーム」で行う。
- ・ 指導のねらいを明確にする。
- ・ 全教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を明確にする。
 - ◇ 被害児童のサポート
 - ◇ 被害児童の心のケア
 - ◇ 被害児童の保護者対応

- ◇ 学級集団への指導
- ◇ 加害者や加害集団への指導
- ◇ 加害児童への保護者対応
- ◇ 記録の整理
- ◇ 担任のサポート
- ◇ 関係機関への連絡
- ◇ 教育委員会への報告
- ◇ スクールカウンセラーとの連携
- ◇ その他（緊急保護者会対応・マスコミ対応 ほか）

（３） いじめられた児童、又は、その保護者への対応

＜児童に対して＞

- ・ 事実確認をしながら、今のつらい気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。
- ・ いじめられた児童・いじめを知らせた児童を見守り体制を強化し守りぬくことを伝え、心配や不安を取り除く。
- ・ 登下校、休み時間、掃除時間等においても全職員の目の届く体制を整備する。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信をもたせる言葉かけなどをして、自尊感情を高める。

＜保護者に対して＞

- ・ 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。
- ・ 保護者の意向を十分聴き取った上で学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者の不安やつらい気持ちを共感して受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携し、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で子どもの変化に注意をしてもらうと共に、どんな些細なことでも相談するように伝える。

（４） いじめた児童への指導、又は、その保護者への対応

＜児童に対して＞

- ・ いじめた気持ちや状況等を十分に聞く。
 - ・ どうしてそのような行動に至ったのか、背景を探る。
 - ・ 心理的な孤独感、疎外感を与えないように一定の教育的配慮を行う。
 - ・ 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、以下の点の指導の徹底を図る。
- { いじめは決して許されない行為であること
 { いじめられた側は、耐えがたい苦痛や絶望感等を感じていること

＜保護者に対して＞

- ・ 保護者には、直接会い、正確な事実関係を丁寧に伝える。
- ・ いじめられた児童やその保護者の辛く悲しい気持ちを伝える。
- ・ 学校側の指導方針や願いを伝え、よりよい解決を図ろうとする気持ちを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ・ 事の重大さを認識させ、保護者として子どもと向き合い、家庭での指導を強く依頼する。
- ・ 児童の変容を図るために、今後の関わり方を一緒に考え、具体的な助言をする。

（５） いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 「いじめを決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。
- ・ 当事者だけの問題に留めず、いじめを学校全体の問題としてとらえ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義にもとづいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関する報道や事例をもとに話し合い、自分たちの問題として意識させていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ 未然防止のための学習会・講演会を実施する。
- ・ 家庭における児童のネット使用は、保護者管理の徹底を図る。
- ・ 家庭で見せる小さな変化が学校に迅速・正確に伝わるような関係づくりを図る。
- ・ 悪質な内容で犯罪につながるような場合は、市教委へ連絡すると共に、専門機関（警察等）と連携をとる。

<情報モラルの指導で 子どもたちに 理解させるポイント>

- ① 発信した情報は、瞬時に世界中の多くの人に広まること
- ② 匿名で書き込みをしても、必ず特定できること
- ③ 書き込みが悪質な場合には、犯罪となり、警察に検挙されること
- ④ インターネットの情報には、違法情報や有害情報が含まれていること
- ⑤ 書き込みが原因で、思わぬトラブルに巻き込まれたり、被害者が自殺したり、傷害事件などの犯罪に発展することがあること
- ⑥ 一度流出した情報は回収がほぼ不可能であり、永遠にネット上に残ること

<情報モラルに関して 保護者へ伝えるポイント>

- ① PCや携帯電話、スマートフォンなどの第一義的に管理する責任は保護者にあること
- ② 家庭において危険から子どもたちを守るためのルールを厳格に行うこと
- ③ 特に携帯電話やスマートフォンを持たせる必要があるかどうか、十分に検討し、安易に持たせないこと
- ④ インターネットへアクセスすることは「トラブルの入り口に立っている」ということを大人も子どもも認識すること
- ⑤ 知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有のトラブルについて具体的に示すこと（個人情報、写真、画像、動画、位置情報等）
- ⑥ 「ネットいじめ」は他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な悪影響を与えるという認識をもたせること

(7) 関係機関との連携

日頃から学校や地域の状況についての情報交換を行うなど、管理職や生徒指導担当が中心となり、「顔の見える連携」に努める。

- ・ 把握したいじめは抱え込まずに、速やかに市教委へ報告し、問題解決に向けて必要な支援を受ける。
- ・ 県教委・市教委の指導主事や学校支援チームの派遣を要請し、支援を受ける。
- ・ 児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに警察に通報する。
- ・ いじめが犯罪と認められる場合には、早期に警察や少年サポートセンターに相談して、連携・対応に当たる。
- ・ 必要に応じて、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員・民生児童委員の協力を得る等、連携を深める。

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

* 事案発生時には緊急対応会議（いじめ対応チーム会議）を開催する。

月	職員会議・研修等	未然防止・早期発見に向けた取り組み
4月	○ いじめ対応チーム会議 ・ 指導方針、指導計画の確認 ○ 職員会議で全職員が共通理解	○ いじめを許さない学校づくり年間計画確認 ・ 本校の実態を道徳・人権・特別活動へ反映 ○ 生活習慣アンケート（実態調査）、個人面談 ○ 保護者・地域への啓発 ・ 育友会総会、学級懇談会、授業公開
5月		○ 子育て教育相談の実施 ○ いじめ調査アンケート、個人面談
6月	○ 情報モラル教室の実施（保護者向け） ○ アセスの分析と交流	○ アセス実施 ○ 子育て教育相談の実施 ○ いじめ調査アンケート、個人面談
7月	○ 取組評価アンケート（中間評価）	○ 保護者個別面談 ○ 子育て教育相談の実施 ○ 休業前の指導 ○ 地区懇談会実施
8月	○ 教育力向上のための職員研修 ○ 職員研修（中間評価結果の分析と今後の取組について）	○ 休業中の指導と観察 ○ 夏休みラジオ体操 ○ 地区での見守り
9月	○ いじめ対応チーム会議 ・ 2学期の指導の方向の確認	○ 生活習慣アンケート（実態調査）、個人面談 ○ 子育て教育相談の実施
10月	○ アセスの分析と交流	○ アセス実施 ○ いじめ調査アンケート、個人面談 ○ 授業公開 ○ 学級懇談会 ○ 子育て教育相談の実施
11月	○ 人権週間の取組	○ 授業公開（人権、道徳） ○ 子育て教育相談 ○ いじめ調査アンケート、授業活用
12月		○ 保護者個人面談 ○ 子育て教育相談 ○ いじめ調査アンケート、個人面談
1月	○ 取組評価アンケート	○ 子育て教育相談 ○ いじめ調査アンケート、個人面談
2月	○ 職員研修（評価結果の分析と本年度の総括について）	○ 授業公開 ○ 子育て教育相談 ○ いじめ調査アンケート、授業活用
3月	○ いじめ対応チーム会議 ・ 本年度のまとめと次年度への課題 ○ 児童引継資料作成と交流会	○ いじめ調査アンケート、個人面談

<年間を通して>

毎週水曜日児童理解交流会実施、毎週1回校外パトロール実施、月1回子育て相談実施（SC参加）
月1回定例生徒指導委員会開催、